

神戸市男女共同参画センター登録グループ要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市男女共同参画センター（以下「センター」という。）において、男女共同参画社会づくりに向けた活動を継続的に行うグループを支援するとともに、神戸市男女共同参画センター登録グループ（以下「登録グループ」という。）等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の要件)

第2条 この要綱による登録グループは、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 男女共同参画の視点に立ったグループ活動を行っていること。
- (2) 会員は5人以上で構成されていること。
- (3) 会員の半数が神戸市在住、在勤、在学のいずれかであること。
- (4) おおむね6月以上の活動実績を有すること。
- (5) 会則、責任者が定まっているなど体制が明確であること。
- (6) 営利活動、宗教活動、政治活動を目的としないこと。
- (7) 参加を希望する者が加わることができること。

(登録の承認)

第3条 登録グループとして申請しようとする者は、登録グループ申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、センター所長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 会則又は規約の写し
- (2) 登録グループ活動実績報告書（様式第2号）
- (3) その他活動内容等参考となる資料

2 センター所長は前項の内容を審査し、第2条の要件を満たしていると認めるときは、登録グループとして承認し登録を行う。

3 登録期間は、登録承認日から年度末までとする。登録の更新を希望する場合は、別に定める期間に、第1項に定める書類を提出しなければならない。なお、登録の更新を行わないグループについては、登録期間満了後1年間は再登録を行うことができないものとする。

4 センター所長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録グループの登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する登録の要件を欠いたとき。
- (2) 登録グループ申請書の記載内容又は第1項に規定する添付書類の記載事項に虚偽の記載があったとき。

(活動支援)

第4条 登録グループに対しては、次の各号に掲げる支援を実施する。

- (1) センターのセミナー室の使用料については、3割に相当する額を減額する。
- (2) センターが実施する事業に関する情報を随時提供する。
- (3) グループ学習室、グループロッカーの利用を無料で認める。
- (4) グループ活動のチラシなどを館内のラック等に配架するなど、グループ活動の情報発信の場を提供する。
- (5) その他必要と認める支援を行う。

(活動グループの責務)

第5条 登録グループは、次の各号に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) センターで継続的に活動を行うこと。
- (2) センターの実施する事業に積極的に参加すること。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、登録グループ等に関し必要な事項は、センター所長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。